

さいたま市告示第 1320 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和 8 年 8 月 12 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市桜区桜田一丁目 1776 番 1、1776 番 2、1776 番 4、1776 番 8、1777 番 2、1777 番 3、1777 番 4、1778 番 6、1795 番 1、1795 番 3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都台東区根岸 5-7-4

株式会社タジマヤ 代表取締役 田島 康郎

3 許可番号

令和 7 年 10 月 6 日

第 開 - S2025024 号

4 検査済証番号

令和 8 年 8 月 10 日

第 完 - S2025024 号